

秋は短し 旅せよ 岩手

令和6年度秋季いわて観光キャンペーン対象商品

2024 紅葉の芭蕉の道ツアー

ツアーNo: 24 | k-6



一/関駅西口 9:00 発 → 芭蕉の辻 → 迫街道分岐点 → 蔵主沢入口
→ 利又一里塚(徒歩) 9:50~10:40 発 → 中尊寺 11:00~12:30 →
→ 平泉レストハウス(昼食) 12:30~13:30 発 → 衣川通跡 → 養経堂 →
無量光院跡 → 道の駅平泉 15:20~15:40 → 一/関駅西口 16:00 着

歴史の道百選（一関）と紅葉の平泉を歩く

- ☆旅行期日 令和6年11月2日(土)
- ☆お支払額 お一人様 5,500円 (大人、子供同額) 協力：芭蕉の道・案内人協議会 旅行企画・実施：一関市観光協会
- ☆募集人員 30名 (最少催行人員16名)
- ☆その他 旅行代金にはバス代、食事代、拝観料、ガイド料、旅行保険が含まれます。
- ☆食事条件 昼食一回 平泉レストハウス
- ☆添乗員 同行します。
- ☆運行バス会社 東磐交通株式会社



食事イメージ

- ☆募集締切 令和6年 10月31日(木) 但し定員になり次第締め切ります。 予約URL <https://forms.gle/AV5RHq2QjWpNJWMj6>
- ☆裏面参加申込書記載の上、(一社)一関市観光協会へお申込ください



【詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、事前に確認の上お申込下さい】

お問合せ・お申込み

旅行企画・実施 (一社)一関市観光協会 岩手県一関市駅前1番地商工会館1F
TEL&FAX 0191-23-0066 岩手県知事登録第3-219号
(一社)全国旅行業協会正会員 国内旅行業務取扱管理者：菅原清忠 営業時間/9:00~17:30 年中無休

E mail ichikan@indigo.plala.or.jp

国内旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。ご契約に関しご説明に不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記、旅行業務取扱管理者にお尋ね下さい。

旅行実施可能範囲

一関市、平泉町、奥州市、住田町、陸前高田市、気仙沼市、登米市、栗原市、東成瀬村

ご旅行条件（要約）お申込頂く前に、必ずお読みください。

（詳しい旅行条件を説明した書面を用意していますので、事前に確認の上お申込下さい。）

○募集型企画旅行契約

この旅行一般社団法人一関市観光協会（岩手県一関市駅前1番地商工会館1F 岩手県知事登録第3-219号。以下「当協会という」）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約（以下・旅行契約という）を締結することになります。また、旅行条件は下記による他、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

○旅行のお申込及び契約成立時期

- (1) 別紙申込書に所定の事項を記入し、お申込金もしくは旅行代金と共にお申込下さい。
- (2) 上記の通りですが、電話・郵便・FAX その他の通信手段でお申込の場合、当協会が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込み金の支払いをお願い致します。
- (3) 旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し、申込み金を受領したとき成立するものとします。
- (4) お申込金・（おひとり）**5,500円** ※旅行代金となります。

○旅行代金とお支払について

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって7日目にあたる日より前（お申込が実際の場合は当協会が指定する期日）までにお支払下さい。

○旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した観光の料金（バス代金、ガイド料・入場料金）、旅行日程表に明示した食事の料金及びサービス料及び企画旅行保険（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません）

○参加のお客様がパンフレットに明示した最少催行人員に満たない場合、また当日の気象状況及び交通状況等により、当協会は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始の前日から起算し、遡って3日より前にご連絡致します。

○取 消 料 旅行契約成立後、お客様の都合で契約解除される場合は、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日		取消率	
旅行開始の前日から起算しさかのぼって	14日目にあたる日以前の解除	10/20	無料
	13日目にあたる日以降の解除	10/21	旅行代金の20%
	7日目にあたる日以降の解除	10/27	旅行代金の30%
	旅行開始日の前日の解除	11/1	旅行代金の40%
	当日の解除	11/2	旅行代金の50%
	旅行開始後の解除また無連絡不参加		旅行代金の100%

○特別補償

当協会は、当協会または当協会が手配を代行させた者の故意または過失の有無に係わらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行に参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物に被った一定の損害について以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。・死亡補償金：1500万円・入院見舞金：2～20万円・通院見舞金：1～5万円・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円（但し補償対象品一個当たり10万円を限度とします）

○国内旅行保険への加入について

旅行先において、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。より安心したご旅行を頂くためお客様自身で充当な額の国内旅行保険に加入する事をお勧めします。詳細についてはお問い合わせください。

○旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2024年8月1日を基準としています。また旅行代金は2024年8月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

○個人情報の取扱について

当協会は旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させて頂く他、お客様がお申込頂いた旅行において運送・宿泊機関等の提出するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させて頂きます。このほか当協会では①当協会及び当協会と連携する企業の商品やサービス、キャンペーン等のご案内。②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスの提供にお客様の個人情報を利用させて頂くことがあります。

◆ 加 申 込 書 ツアーNo：24IK-6

氏 名	性 別	住所・電話番号
(フリガナ)	男・女	〒
	年 齢	Email
	歳	☎
(フリガナ)	男・女	〒
	年 齢	Email
	歳	☎